

2.1 理科室の薬品管理

2.1.1 検査上の留意事項

- 1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、理科室（準備室、実習室等）の薬品について行うもので、検査事項は「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規定を準用している。
- 2 検査は、「学校における薬品管理の手引-六訂版-」等を参考に実施すること。
- 3 理科室が複数ある場合（化学科・生物科・工業化学科等）は、部屋ごとに検査すること。
- 4 少量危険物倍数は、別紙の表により、管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。
- 5 廃棄を指導した薬品や実験廃液の数量は g・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。
- 6 保健室、理科室及び校地・校舎の検査票は一緒に提出のこと。

2.1.2 参 考

- (1) 危険有害性のある薬品の保管容器に、表 2.1.2-1 に示すピクトグラムが表示されているか確認すること。表示がない場合は、安全衛生情報センターのホームページを参考に作成し、表示すること。ピクトグラムは世界共通の絵表示で SDS (2.1.3 解説(5)参照) にも記載される。菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色で示す。ピクトグラム表示のない古い薬品については製造・販売業者のホームページで SDS シートを検索し、印刷したものを、薬品容器に貼付するなどして対応する。

表 2.1.2-1 危険有害性を示す絵表示（ピクトグラム）

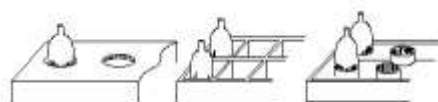
健康 有害性	感嘆符	炎
(健康及び環境有害性) 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性・生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性 吸引性呼吸器有害性	(健康及び環境有害性) 急性毒性 皮膚腐食性・刺激性 眼の重篤な損傷・刺激性 皮膚感作性 特定標的臓器・全身毒性	可燃性固体・ガス・エアゾール 引火性液体・ガス・エアゾール 自己反応性・発熱性化学品 自然発火性液体・固体 水反応可燃性化学品 有機過酸化物
腐食性	爆弾の爆発	円上の炎
(健康及び環境有害性) 皮膚腐食性・刺激性 眼の重篤な損傷・刺激性 (物理化学的危険性) 金属腐食性物質	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体・固体
どくろ	環境	ガスボンベ
(健康及び環境有害性) 急性毒性	(健康及び環境有害性) 水性環境有害性	高圧ガス

2.1.3 解 説

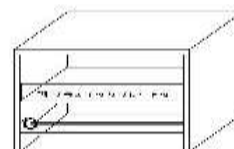
(1) 薬品の保管や廃棄方法等管理に当たっては、「学校における薬品管理の手引―六訂版―」を参考にすること。

(2) 保管管理上の注意事項

- ① 保管室及び保管庫の二重施錠とする。
- ② 多種多量を避け必要最小量購入する。
- ③ 直射日光や暖房等高温を避ける。
- ④ 空気の流通の良い冷暗所で保管する。
- ⑤ 毒劇物法や消防法等の各種法令を遵守する。
- ⑥ 耐震措置（転倒・転落防止）を講じる。
- ⑦ 消火器や防護用具を整備する。



ボトルトレイ・仕切板・マグカップ



プラスチックプレート・ステンレス製パイプ

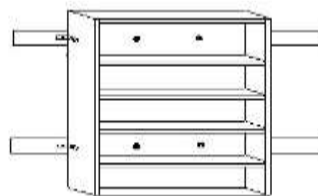
(3) 地震対策

ア 保管庫

- ① 不燃性でできるだけ丈夫なもの
- ② 引き違い戸がよい（観音開きには止金を）
- ③ 網入りガラスやアクリル板等割れにくいもの

イ 転倒落下防止方法（図 2.1.3-1 参照）

- ① 棚板及び棚の床・柱・壁などへの固定
- ② ボトルトレイ・マグカップ・仕切板等の活用



床・柱・壁などへの固定

ウ 保管方法

- ① コンテナの多段積みは避ける。
- ② 発煙硝酸等の液体は下段（砂箱の利用）に保管する。
- ③ 危険物を類別に配置することにより混合発火を防止する。（表 2.1.3-1 参照）

図 2.1.3-1 転倒落下防止方法

表 2.1.3-1 危険物の混触発火防止措置

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
第1類(酸化性固体)	○	×	×	×	×	○
第2類(可燃性固体)	×	○	×	○	○	×
第3類(自然発火性物質)	×	×	○	○	×	×
第4類(引火性液体)	×	○	○	○	○	×
第5類(自己反応性物質)	×	○	×	○	○	×
第6類(酸化性液体)	○	×	×	×	×	○

(4) 毒物及び劇物の点検項目を表 2.1.3-2 に示す。

表 2.1.3-2 毒物及び劇物の点検項目

1 専用保管庫の設置	① 専用保管庫の整備 ② 施錠 ③ 一般薬品との区分収納 ④ 保管庫以外の保管の禁止
2 保管庫の施錠	① 責任者による施錠の確認・点検 ② 管理責任者による鍵の保管 ③ 教職員への注意喚起
3 保管庫及び容器への表示	① 毒物・劇物の保管庫及び容器への表示 ② 毒物・劇物の名称等の明示
4 管理記録の整備	① 管理簿の整備 ② 必要事項の記入 ③ 適正な使用の確認 ④ 数量と管理簿等との定期照合
5 地震等の災害対策	① 保管庫の転倒防止措置 ② 保管容器の転倒防止措置
6 管理体制の充実	① 取扱要領等校内規程の整備 ② 管理責任者の指定 ③ 保管状況の確認 ④ 教職員への啓発・指導 ⑤ 児童生徒への指導
7 廃棄処理	① 不用な毒物・劇物の速やかな適正廃棄

(5) SDS（安全データシート）

安全データシート（Safety Data Sheet：SDS）とは、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者等に譲渡又は提供する際に、対象化学物質等の性状や取扱いに関する情報を提供するための文書をいう。製造・販売業者は業務上取扱者である学校に対して、ラベル表示と同様 SDS を提供することが義務づけられている。

別紙 少量危険物倍数調査表 1（理科室）

記載上の留意事項

- 1 指定数量（A）は少量危険物指定数量、倍数(B)は少量危険物倍数を意味する。
- 2 少量危険物倍数が1 以上の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示を行うこと。

理科室の少量危険物倍数は、鉄筋の場合一教室ごとに、木造は一棟ごとに計算すること。

同一の場所で複数の危険物を貯蔵保管する場合の少量危険物倍数の求め方の例を表に示す。

保管している危険物ごとに貯蔵保管量を少量危険物指定数量で除して倍数を求め、その合計とする。

表 少量危険物倍数の求め方（例）

品 名	少量危険物指定数量 (A)	貯蔵保管量 (B)	少量危険物倍数 (B/A)
硝酸銀	10 kg	2 kg	0.20
塩素酸ナトリウム	10 kg	2 kg	0.20
エーテル	10 L	5 L	0.50
メタノール	80 L	20 L	0.25
少量危険物倍数合計			1.15

2.2 校地及び校舎の薬品管理

2.2.1 検査上の注意事項

(注意事項)

- 1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、校地及び校舎の薬品類について行うもので、検査事項は「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を準用している。
- 2 保管場所ごとに薬品の種類の番号(①灯油 ②ガソリン類 ③農薬類 ④塗料 ⑤清掃用化学薬品)を記入し、該当のもの(危険物 毒物 劇物 普通物)に○をつけること。
- 3 少量危険物倍数※は、別紙の表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。
- 4 廃棄を指導した薬品類の数量は g・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。

別紙 少量危険物倍数調査表 2 (校地・校舎)

記載上の注意事項

(記載上の注意事項)

- 1 校地・校舎の危険物には、灯油、ガソリン類、農薬類、有機溶剤含有の塗料等の薬品がある。
記入例を参考に、保管場所毎に該当する危険物を記入のこと。
- 2 灯油の貯蔵保管量は、冬期における最大貯蔵量を記入のこと。
- 3 少量危険物指定数量は消防法危険物指定数量の 1/5 である。少量危険物倍数は、貯蔵保管量÷少量危険物指定数量で求める。同一の場所で複数保管している場合は、それぞれ倍数を求め合計する。
- 4 少量危険物倍数 1 以上 5 未満の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示が必要である。また、5 以上の場合は危険物貯蔵所として「消防法」の規制を受けるため、県知事等の許可と危険物取扱者の配置が必要である。
- 5 「消防法」の規定により一棟毎に数えるが、コンクリートで間仕切りされていれば一室毎に数えることができる。

2.2.2 解 説

- (1) 校地・校舎の少量危険物倍数は保管場所ごとに求める。同一の場所で複数保管している場合はそれぞれ倍数を求め、その合計とする。

表 2.2.2-1 灯油とガソリンを同一の場所で貯蔵保管する場合 (例)

品 名	少量危険物指定数量 (A)	貯蔵保管量 (B)	少量危険物倍数 (B/A)
灯 油	200 L	120 L	0.6
ガソリン	40 L	20 L	0.5
少量危険物倍数合計			1.1

※ 灯油の危険物指定数量：1000 L ガソリンの危険物指定数量：200 L

- (2) 少量危険物倍数の合計が 1 以上 5 未満の場合は少量危険物貯蔵所として「火災予防条例」の規制を受けるため、消防長への届出が必要である。また 5 以上の場合は危険物貯蔵所として「消防法」の規制を受けるため、県知事等の許可と危険物取扱者（丙種）の配置が必要となる。
- (3) 地下貯蔵タンクを有するものは、漏洩事故防止の目的で「定期点検（消防法第 14 条の 3 の 2）」の定めにより法定検査（1 年に 1 回又は 3 年に 1 回）が義務付けられている。その記録が 3 年間保管されているか確認すること。また漏洩事故の未然防止や異常の早期発見のために日常点検で記される「在庫管理表」の記録を確認すること。
- (4) 灯油の貯蔵保管量については、タンクの容量や検査日の貯蔵量でなく冬期に貯蔵する最大量を記入のこと。

2.2.3 参 考

- (1) ガソリンは携行缶に保管すること。
- (2) 農薬については、日本薬剤師会から発出される通知文書に留意し、適切に管理すること。
- (3) 日用品の殺虫スプレー等は、この検査の薬品に該当しない。管理に当たっては、容器に記載されている使用上の注意を守って使用すること。
- (4) 校地・校舎の使用薬品例

表 2.2.3-1 危険物の例

燃料・油類	灯油、ガソリン、混合油、軽油（ケロシン）、重油、潤滑油など
農 薬	殺虫剤、除草剤、殺菌剤、展着剤など
塗 料	塗料、シンナー、ペイント薄め液など
そ の 他	剥離剤、消毒剤、洗浄剤、コーティング剤、木材防腐剤など

表 2.2.3-2 劇物の例

除 草 剤	クロレートS®など
殺 菌 剤	デランフロアブル®など
殺 虫 剤	ダイアジノン乳剤®、ディプテレックス乳剤®など
排水管洗浄剤	ピーピースルーK®など
そ の 他	燃料用メタノール

表 2.2.3-3 管理上注意が必要な薬品の例

第 1 類医薬品	ハエ、蚊、ゴキブリなどの殺虫駆除薬及び殺虫薬
	クイックロンプレート®、殺虫プレート®、日曹殺虫プレートP® バポナ殺虫プレート®
洗 淨 剤	酸性タイプ：塩酸、硫酸、過酸化水素、食酢、クエン酸など
	「トイレ用」「漂白剤」「排水パイプ用」「風呂掃除用」など
	アルカリ性タイプ：水酸化ナトリウム、水酸化カリウムなど
	「トイレ用」「換気扇・レンジ用」など
	塩素系洗浄剤：次亜塩素酸ナトリウムなど
	「カビ取り剤」「漂白剤」「トイレ用」「排水パイプ用」など

<参考：消費者庁 住宅用又は家具用の洗剤 特別注意事項の表示 混ぜるな危険>